

多摩市一般介護予防評価委員会の運営について

1. 多摩市一般介護予防事業評価委員会（以下、「委員会」という。）の運営は、多摩市一般介護予防事業評価委員会設置要綱（平成29年多摩市告示第310号）の規定に基づいて行なうものとする。
2. 会議は原則として公開とする。ただし、多摩市情報公開条例の規定に照らし、公開することが適当ではないと認められるときはこの限りではない。
3. 会議の傍聴は、多摩市一般介護予防事業評価委員会傍聴人要領の定めによる。
4. 委員会の会議録は要点筆記とする。会議録は出席委員の確認を得た後、会議録の原本に委員長が署名するものとする。また、会議録は原則として公開する。
5. 委員会の会議における資料等は、原則として閲覧を認めるものとする。
6. 委員会の会議録は、個人情報に係る部分を編集した後、多摩市公式ホームページ、所管課窓口、行政資料室にて公開するものとする。
7. 委員会の開催日は、原則としてたま広報等により事前周知する。
8. その他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。